

# 心の健康が明るい職場を創ります!

メンタルヘルスの  
重要性と  
職場の取り組み

職場における「心の健康」の重要性が  
増えていますが、皆さんの会社  
ではいかがでしょうか。なかなか取  
り組めないでいるところも、少なく  
はないと思います。そこで今回は、  
メンタルヘルスケアの重要性と、そ  
れを支援する「メンタルヘルス対策支  
援センター」について紹介します。



厚生労働省が5年ぶりに行っている「労  
働者健康状況調査」によると、職業生  
活においてストレスを感じる労働者の割合  
は、昭和57年には約50%だったものが、平  
成9年には62・8%と増加しています。ま  
た自殺した労働者の数も、平成10年以降  
急増し、年間9千人近くとなっています。  
この数字は自殺者全体の約3分の1に当  
たります。

厚生労働省が5年ぶりに行っている「労  
働者健康状況調査」によると、職業生  
活においてストレスを感じる労働者の割合  
は、昭和57年には約50%だったものが、平  
成9年には62・8%と増加しています。ま  
た自殺した労働者の数も、平成10年以降  
急増し、年間9千人近くとなっています。  
この数字は自殺者全体の約3分の1に当  
たります。

現代は「心の健康」を  
守ることが重要な時代

をお分かりいただけると思います。  
国も、平成18年に「労働者の心の健康  
の保持増進のための指針」(メンタルヘルス  
指針)を定め、対策に力を入れつあります。

その一環として全国にメンタルヘルス推進  
センターやメンタルヘルス対策支援センター  
などを作り、啓蒙活動やケア支援などを  
行っています。

栃木県においても、(独)労働者健康相  
被機構樹木産業保健推進センター(武蔵  
孝司所長)以下、「産業保健推進センター」  
内にメンタルヘルス対策支援センター(以下  
「対策支援センター」)が設置され、3年  
前から活動を行っています。

例えば昨年は、専門家が312事業場  
を訪問し、メンタルヘルス対策の認知を行  
いました。そのうち172事業場からは、  
職場のメンタルヘルスに関する支援のご相談  
事業を挙げます。

「いずれも重要な事業ですが、特に①  
メンタルヘルス対策  
支援センターの活動とは  
こうした状況を見れば、企業としても  
労働者の心の健康に取り組む必要性は、

厚生労働省の「平成19年労働者健康状  
況調査」によれば、職業生活におけるスト  
レス等の原因として最も多いのが「職場の  
人間関係の問題」(38・4%)、次が「仕事  
の質の問題」(34・8%)、「仕事の量の問題」  
(30・6%)となっています。他の理由が多  
く(20%をこなす)のであることから、労働者  
のストレスは「人間関係と仕事に集約され  
る」と言っているではないでしょうか。

社会全体としても「うつ」「狂う」と  
いった症状を訴える人が急増していること  
も、しばしば報道されています。近年は  
日本経済も安定せず、その上、大きな災  
害なども起っていますので、職場において  
も「心の健康」「心のケア」が重要ななくな  
ってきたことは、当然と言えるでしょう。

メンタルヘルス対策  
支援センターの活動とは  
職場のメンタルヘルスに関する支援のご相談  
事業を挙げます。

例えは昨年は、専門家が312事業場  
を訪問し、メンタルヘルス対策の認知を行  
いました。そのうち172事業場からは、  
職場のメンタルヘルスに関する支援のご相談  
事業を挙げます。

## 対策支援センターの主な事業



国民労働健康福祉機構  
被機構樹木産業保健推進センター  
石黒 宏樹副所長

## 「セルフケア」と 「ラインによるケア」の重要性

では、事業者がメンタルヘルスケアに取り組む際に、基本的にはどのようなことを考えればいいのでしょうか。厚生労働省の「メンタルヘルス指針」から見てみましょう。メンタルヘルスには、大きく4つのケアがあります。「セルフケア」「ラインによるケア」「事業所内産業保健スタッフ等によるケア」「事業場外資源によるケア」です。今回は、これらのうち前の2つについて見てみましょう。最初は、「セルフケア」。労働者自身が、ストレスやメンタルヘルスに対して正しい知識や理解をもち、自身のストレスに気づいて対応できることが大切です。

ただ、漠然と「メンタルヘルスは重要」とあえていても、具体的にどうやってチェックをすればいいのか、分からぬ方は、まずは次のサイトにアクセスしてみてください。

「こころの耳」  
<http://kokoro.mhlw.go.jp>

### 平成23年度産業保健セミナー開催予定 (メンタルヘルス関連)

#### 10月21日 メンタルヘルス事例検討会

メンタルヘルス担当／道東労働相談員  
会場／住友生命宇都宮ビル5階 共用会議室

#### 10月26日 健康診断時のメンタルヘルスチェックの活用

メンタルヘルス担当／栃木労働相談員  
会場／住友生命宇都宮ビル5階 共用会議室

#### 10月19日 メンタルヘルス事例検討会

メンタルヘルス担当／道東労働相談員  
会場／住友生命宇都宮ビル5階 共用会議室

#### 10月1日 メンタルヘルス対策における産業看護職の役割(その2)

保健指導担当／高橋由紀子相談員  
会場／宇都宮市文化会館 第2会議室

#### 10月9日 メンタルシリーズ「コミュニケーション力の向上」

カウンセリング担当／西本由利子相談員  
会場／住友生命宇都宮ビル5階 共用会議室

#### 10月16日 メンタルヘルス事例検討会

メンタルヘルス担当／道東労働相談員  
会場／住友生命宇都宮ビル5階 共用会議室

#### 10月24日 調査票を用いたメンタルヘルスに関するスクリーニング法の実際

産業医学担当／松浦誠祐相談員  
会場／住友生命宇都宮ビル5階 共用会議室

#### 10月21日 メンタルヘルス事例検討会

メンタルヘルス担当／道東労働相談員  
会場／住友生命宇都宮ビル5階 共用会議室

会場住所／・住友生命宇都宮ビル 宇都宮市大通り1-4-24  
宇都宮市文化会館 宇都宮市大通り1-4-26  
宇都宮市保健センター 宇都宮市大通り1-4-28

電話番号／028-643-0685 FAX 028-643-0695

Eメール／info@tochigisanpo.jp  
<http://www.tochigisanpo.jp/information/f25.html>

定員  
30人



これは、多くの人のメンタルヘルスのために厚生労働省が運営しているサイトで、メンタルヘルスやケアについてのさまざまな情報が掲載されています。その中に、自己診断チェックリストの情報などもたくさん掲載されています。

今回の特集のルベージに掲載した表2「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト」も、この「こころの耳」からリンクが張られている中央労働災害防止協会のサイトにあったものを使っています。ウエブサイトに説明できるサイトも組合されていますので、ぜひ試してみてください。

また、ストレスによるよく対処するためには、例えば簡単なストレッチをはじめに行ったり、睡眠時間を充分にとったり、親しい人たちと気の抜けない付き合いをする時間を作ったりするなどが大切です。仕事は大

ですが、仕事以外の自分の時間、家族や友人との時間も大切にしてみてください。

次の「(ラインによる)ケア」は、職場組織による取り組みのことをです。ストレスを感じている労働者にどう対応するか、どうすれば働きやすい環境を構築できるかな?職場として「メンタルヘルスケア」にどう取り組むかを、きちんとと考えていくことが重要です。

「産業医や衛生管理者は、従業員50人以上の事業所ごとに置くことが、法律で義務付けられています。またそれ以下の事業所も置くことがあります。また以下の事業所を支援す

も、安全衛生推進者を置く必要がありま

す」(石黒謙所長)

安全衛生推進者は報告義務は無いため、小さな企業にはなかなか浸透しないのが実情でしょう。ただ、労働環境を改善することとは企業にとって結果としてプラスになるものですので、ぜひ黙めていきたいものです。

「10人未満の企業の場合は事業主が義務でありますので、ぜひ一步進めて、取り組んでいただきたいと思います。こうした規模の小さい事業所や、未経験の事業所を支援す

ることも、前述の通り対策支援センターの重要な業務ですので、お気軽にご相談ください」

好楽支援センターでは、メンタルヘルスやカウンセリングの担当者が対応していることが多いのです。「うちの会社は大丈夫かな?」と思つたらサービスは「すべて無料」ですので、まずは相談してみてください。

他に、表1にあるようなセミナーも定期的に開催していますので、興味がある人は、受講してみてはいかがでしょうか。

(問合せ)  
メンタルヘルス対策  
支援センター  
TEL 028-643-0685 FAX 028-643-0695  
E-mail:  
[info@tochigisanpo.jp](mailto:info@tochigisanpo.jp)  
<http://www.tochigisanpo.jp/information/f25.html>

## 労働者の疲労蓄積自己診断チェックリスト

このチェックリストは、労働者の仕事による疲労蓄積を、自覚度(10点満点)から判定するものです。

### 1 最近1ヶ月間の自覚症状について、各質問に対し最も当てはまる項目の□にチェックしてください。

	過去1ヶ月の□内の数字を全て加算してください。
1. イライラする	□□□□□□□□□□
2. 不安だ	□□□□□□□□□□
3. 落ち着かない	□□□□□□□□□□
4. ゆううつだ	□□□□□□□□□□
5. よく眠れない	□□□□□□□□□□
6. 体の調子が悪い	□□□□□□□□□□
7. 物事に集中できない	□□□□□□□□□□
8. することに間違いが多い	□□□□□□□□□□
9. 仕事中、強い疲気に襲われる	□□□□□□□□□□
10. やる気が出ない	□□□□□□□□□□
11. へとへとだ(運動後を除く)	□□□□□□□□□□
12. 新しく起きた時、ぐったりした疲れを感じる	□□□□□□□□□□
13. 以前とくらべて、疲れやすい	□□□□□□□□□□

あなたの選択の□内の数字を全て加算してください。

結果  
● 0-4点  
● 5-10点  
● 11-20点  
● 21点以上

### 2 最近1ヶ月間の勤務の状況について、各質問に対し最も当てはまる項目の□にチェックしてください。

	過去1ヶ月の□内の数字を全て加算してください。
1. 1ヶ月の時間外労働	□□□□□□□□□□
2. 不規則な勤務(マークシート、就業の状況)	□□□□□□□□□□
3. 出張に伴う負担	□□□□□□□□□□
4. 深夜勤務に伴う負担	□□□□□□□□□□
5. 休憩・仮眠の時間数及び施設	□□□□□□□□□□
6. 仕事についての精神的負担	□□□□□□□□□□
7. 仕事についての身体的負担	□□□□□□□□□□

あなたの選択の□内の数字を全て加算してください。

結果  
● 0点  
● 1-2点  
● 3-5点  
● 6点以上

□1. 深夜勤務の頻度(月曜日などから金曜日まで)を選択して下さい。深夜勤務は、深夜勤務者手当100円・午前勤務手当50円

□2. 休憩や作業手当(一日作業量など)の身体的負担の内容

### 3 結果判定

次の表を用い、自覚度は、勤務の状況の評価から、あなたの仕事による負担度の点数(0-7)を求めてください。

仕事による 負担度点数	勤務の状況			
	A	B	C	D
0	□	□	□	□
1	□	□	□	□
2	□	□	□	□
3	□	□	□	□
4	□	□	□	□
5	□	□	□	□
6	□	□	□	□
7	□	□	□	□

あなたの仕事による  
負担度の点数は□□□□□□□

### 4 疲労蓄積予防のための対策

負担度の点数が2~7の人は、疲労が蓄積されている可能性があり、チェックリストの2に掲載されている「勤務の状況」の項目(点数が1または3である項目)の改善が必要です。個人の範囲で改善可能な項目については自分でそれらの項目の改善を行ってください。

個人の範囲で改善不可能な項目については、上司や産業医等に相談して、勤務の状況を改善するように努力してください。

参考文献:労働者健康衛生行動指針(略称:労健行動指針)、厚生省労働省労働政策局、2003年3月10日